

宣誓書

私は、海難審判法施行規則第20条各号のいずれにも該当しないことを宣誓します。また、今後これらの事項に該当したときは遅滞なく報告します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(参考)

海難審判法施行規則第20条

次の各号のいずれかに該当するものは、海事補佐人となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- 三 懲戒の处分によって免官、免職又は除名されて二年を経過しない者
- 四 精神の機能の障害により海事補佐人の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者